

第6期荒尾市障がい福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月
荒尾市

はじめに

現在、我が国における障がい福祉施策は、「全ての国民が障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念のもとに進められています。

本市では、平成29年度に策定した「第3次荒尾市障がい者計画」に基づき、市民一人ひとりが障がいのあるなしに関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に向けた取り組みを進めております。

その福祉サービス分野の実施計画として「第5期荒尾市障がい福祉計画」を策定し、目標値やサービスの見込み量等の評価、検証を行ってまいりましたが、今回令和3年度から5年度までの「第6期荒尾市障がい福祉計画」を策定いたしました。本計画では、就労定着支援の促進及び相談支援体制の充実・強化などの目標を新たに盛り込みながら、必要な見直しを図っております。

関係機関、団体をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、各種障がい福祉施策を推進し、誰もが地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指してまいりたいと思っております。

最後に、本計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重なご意見、ご助言を賜りました「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の皆様、また障がい者を取り巻く現状やご要望等をお寄せいただいた関係団体やご家族の皆様、その他関係者の皆様へ心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

荒尾市長 浅田 敏彦



— 目 次 —

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景・趣旨	2
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画策定の体制及び経緯	6
5	計画の推進体制	8

第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1	データでみる障がい者の状況	10
---	---------------	----

第3章 計画の基本方針

1	国の基本指針等を踏まえた対応	25
2	国の基本指針に基づく成果目標の設定	26
3	障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	34

参考資料

1	第3次荒尾市障がい者計画の概要	68
2	第3次荒尾市障がい者計画の体系	69
3	荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例	70
4	荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿	72

■「障がい者」の表記について■

「障害」及び「障害者」の表記については、熊本県の取扱いにならない、「障がい」及び「障がい者」のように、ひらがな表記を採用しています。

◇「障害」という言葉が、「ひと」を直接的に形容する場合等は「障がい者」とします。

◇国の法令や制度、施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞は、そのまま“害”の字を使用します。 例) 法令・制度＝障害者総合支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当など

なお、「障がい福祉計画」の名称について、第1期計画（平成18～20年度）までは漢字を使用していましたが、第2期計画（平成21～23年度）より「荒尾市障がい福祉計画」として改め、ひらがな表記を採用しています。

これにより、本文中、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」や第1期の障害福祉計画を指す場合は漢字を使用し、第2期計画以降を指す場合はひらがな表記としています。

また、本計画の策定組織である「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」については、固有名詞として漢字表記としています。

<本計画における表記について>

計画書内の下記の表記については、文脈や字数の関係上、右側の表記を基本としています。

- ・障がいのある人 → 障がい者
- ・障がいのある子ども → 障がい児
- ・障がい福祉サービス → サービス
- ・障がい福祉事業所 → 福祉事業所

※ 障がいのある人は18歳以上、障がいのある子どもは18歳未満の年齢が対象となります。

※ 障がい者は、障がい児・者の場合も含みます。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法（現「障害者総合支援法）」では、各自治体に対し市町村障害福祉計画の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。また、平成 30 年 4 月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、各自治体に対し市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられております。

本市ではこれまで、5 期にわたって障害福祉計画を策定しています。本計画は、令和 2 年度をもって計画期間を終了する第 5 期計画を見直し、障害児福祉計画及び市町村成年後見制度利用促進計画（※）と一体的に策定するもので、令和 3 年度からの 3 か年を計画期間とする「第 6 期荒尾市障がい福祉計画」とします。

本計画は、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定いたします。なお、策定に当たっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい者施策に関わる現状やニーズ等を把握したうえで、成果目標の設定やサービスの必要量の見込みを行います。

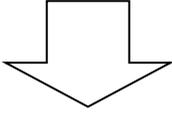
※「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく市町村成年後見制度利用促進計画

■第6期荒尾市障がい福祉計画策定までの主な流れ■

平成18年4月 「障害者自立支援法」施行



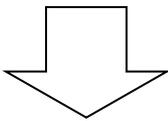
平成19年3月 「第1期荒尾市障害福祉計画（平成18～20年度）」策定



<関連する主な法律の状況>

■障害者権利条約の署名（H19.9）

平成21年3月 「第2期荒尾市障がい福祉計画（平成21～23年度）」策定

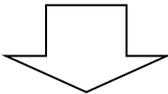


<関連する主な法律の状況>

■改正障害者自立支援法（H22.12成立） ■障害者虐待防止法（H23.6成立）

■改正障害者基本法（H23.7成立）

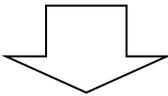
平成24年3月 「第3期荒尾市障がい福祉計画（平成24～26年度）」策定



<関連する主な法律の状況>

■障害者優先調達推進法（H24.6成立）

平成25年4月 「障害者総合支援法」施行

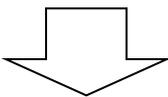


<関連する主な法律の状況>

■改正障害者雇用促進法（H25.6成立） ■障害者差別解消法（H25.6成立）

■障害者権利条約の批准（H26.1）

平成27年3月 「第4期荒尾市障がい福祉計画（平成27～29年度）」策定

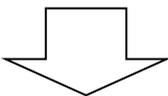


<関連する主な法律の状況>

■改正発達障害者基本法（H28.5成立）

■改正障害者総合支援法・改正児童福祉法（H28.5成立）

平成30年3月 「第5期荒尾市障がい福祉計画（平成30～32年度）」策定



令和3年3月 「第6期荒尾市障がい福祉計画（令和3～5年度）」策定

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画、「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく市町村成年後見制度利用促進計画を一体的に策定する計画であり、障がい福祉サービスの見込量等を定めるものです。また、障がい福祉分野における上位計画である「第3次荒尾市障がい者計画（平成30～35年度）」は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であり、本市における障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画です。

本計画は、上位計画である本市の総合計画や地域福祉計画、「第3次荒尾市障がい者計画」、その他関連する計画との整合性を図ったうえで策定しました。

「第3次荒尾市障がい者計画」との関係は下図のとおりです。両計画は、各分野において密接な関係をもつため、整合性や連携のとれた計画にする必要があります。

障がい者計画

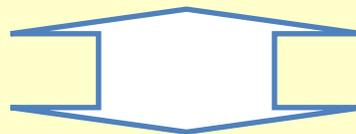
○法令上の根拠：障害者基本法（第11条第3項）に基づく計画

○性格：障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画

○内容

<< 第3次荒尾市障がい者計画 >>

虐待の防止	障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の推進及び	広報啓発の推進	福祉サービスの充実	保育・教育の充実	保健・医療の充実	支援	雇用・就業、経済的自立の	生活環境の整備	防災・防犯対策の推進
-------	--------------------------	---------	-----------	----------	----------	----	--------------	---------	------------



障がい福祉計画

○法令上の根拠：障害者総合支援法（第88条第1項）、児童福祉法（第33条の20第1項）及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第1項）に基づく計画

○内容：各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要量見込み及び確保の方策、並びに地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画

3 計画の期間

本計画は、国が定める計画期間に基づく3か年を1期とする計画であり、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とした6期目となる障がい福祉計画です。

また、障がい福祉分野における上位計画である「第3次荒尾市障がい者計画」は、平成30年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とした6か年計画です。

障がい福祉計画の2期（6年）に1回、両計画を同時に改定し、両計画の整合性及び連携を図ります。

...	H20	...	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

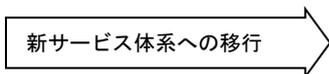
障がい者計画	荒尾市 やさしい まちづくり 計画 (平成11～ 20年度)	荒尾市障がい者計画 (平成21～30年度)	第3次荒尾市障がい者計画 (平成30～令和5年度)
	障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画		

H18	...	H23	...	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

障がい福祉計画	第1期計画期間 (平成18～20年度) 第2期計画期間 (平成21～23年度)	第3期計画期間 (平成24～26年度) 第4期計画期間 (平成27～29年度)	第5期荒尾市 障がい福祉計画 (平成30～令和2年度)	第6期荒尾市 障がい福祉計画 (令和3～令和5年度)
	平成23年度を目標に サービス見込量等を 設定	平成26年度、平成29 年度を目標にサービ ス見込量等を設定	令和2年度を目標 にサービス見込量 等を設定	令和5年度を目標 にサービス見込量 等を設定



※ [] 部分を令和2年度中に策定



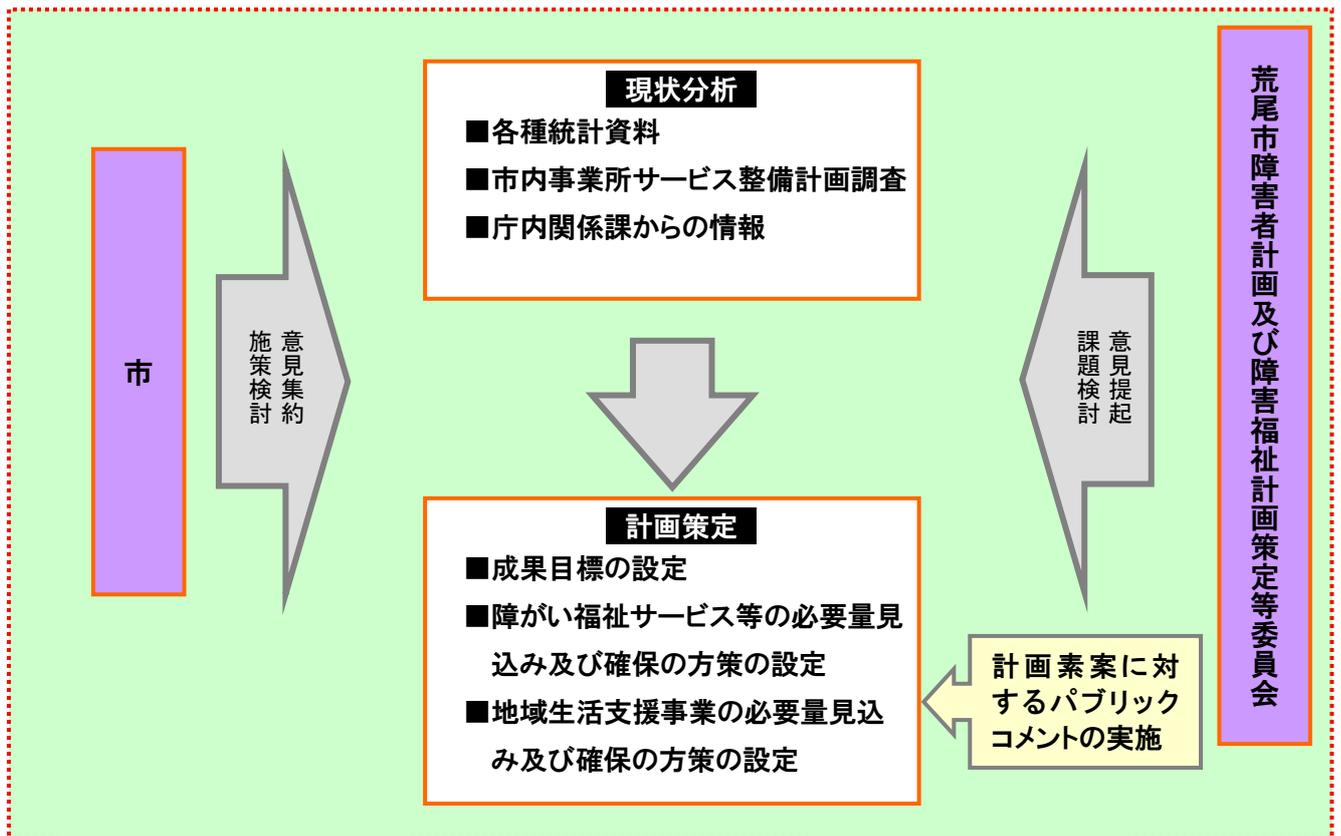
4 計画策定の体制及び経緯

(1) 計画策定の体制

本計画の策定は、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健・医療関係者等で構成する「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を経て策定しました。

また、市内福祉事業所のサービス整備計画調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しています。

さらに、計画内容に市民の意見を反映するため、計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。



(2) 計画策定の経緯

計画策定の経緯は、下記のとおりです。

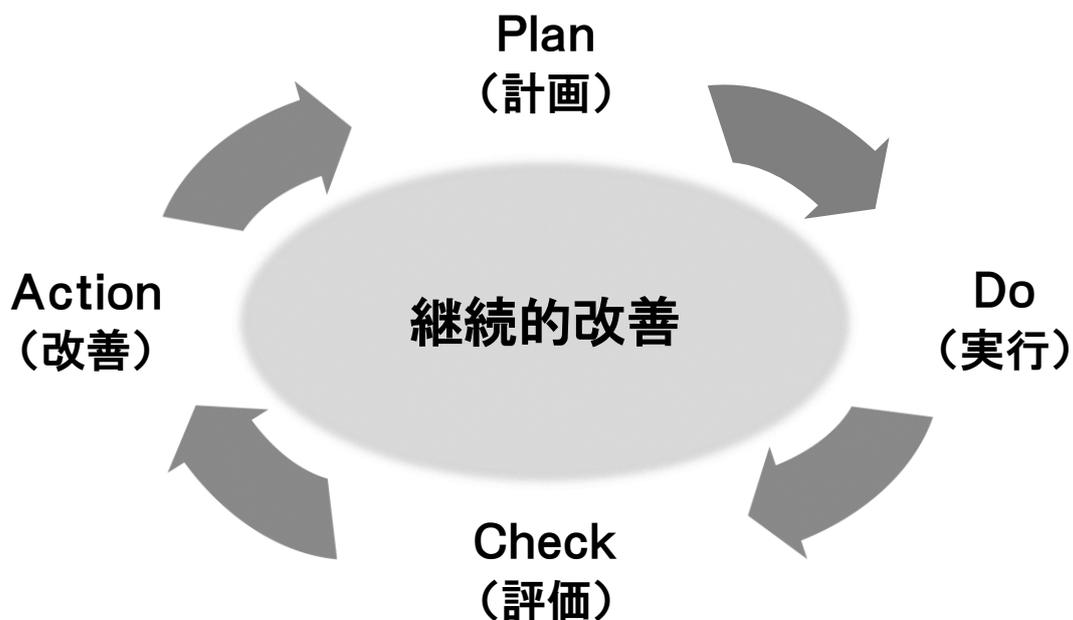
年月	内容
令和2年7月	・市内事業所に対する障がい福祉サービス整備計画調査の実施
令和2年9月	・第1回委員会（計画策定の概要、統計データの報告 等）
令和2年12月	・第2回委員会（素案の審議）
令和3年1月	・パブリックコメントの実施
令和3年2月	・第3回委員会（パブリックコメント結果の報告、最終計画案の確認）

5 計画の推進体制

本計画は「第3次荒尾市障がい者計画」と各分野において密接な関係をもち、両計画の整合性と連携を図る必要があるため、本計画に掲げた事業の実施に当たっては、障がい福祉事業所はもとより、障がい者団体等の関係機関との連携が不可欠となります。

そこで、あらゆる機会を通じて障がい者施策に関わる現状やニーズ等を把握し、施策に反映させていくように努めるとともに、障がい福祉事業所や障がい者団体等の関係機関と連携し、障がい者施策を推進します。

計画に定めた事項については、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。本市では毎年度、成果目標や障がい福祉サービスの利用状況を把握し、「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を受けて、進捗管理を行い、必要と認めるときは計画の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えをもとに取り組みます。



1. **Plan (計画)** : 成果目標やサービスの必要量の見込み及び確保の方策を定める。
2. **Do (実行)** : 計画の内容を実行する。
3. **Check (評価)** : 成果目標の進捗状況や障がい福祉サービスの利用状況等を把握し、分析・評価を行う。
4. **Action (改善)** : 評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施する。

第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1 データでみる障がい者の状況

(1) 人口の状況

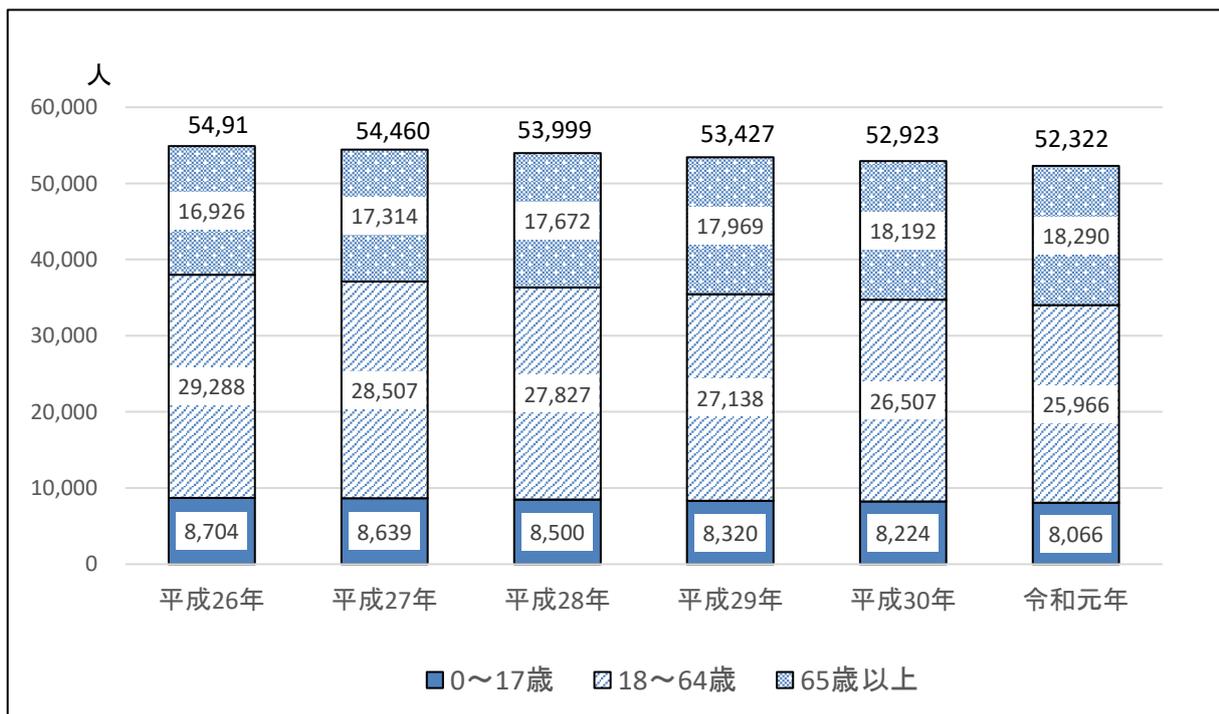
本市の総人口は、平成26年の54,918人から令和元年には52,322人と、減少傾向にあります。

年齢区分別の人口構造をみると、0～17歳人口、18～64歳人口は減少を続けていますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）も、平成26年の30.8%から令和元年には35.0%へと上昇しており、高齢化の進行が顕著となっています。

【人口構造の推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	(単位:人)					
総人口	54,918 (100.0%)	54,460 (100.0%)	53,999 (100.0%)	53,427 (100.0%)	52,923 (100.0%)	52,322 (100.0%)
0～17歳	8,704 (15.9%)	8,639 (15.9%)	8,500 (15.8%)	8,320 (15.6%)	8,224 (15.5%)	8,066 (15.4%)
18～64歳	29,288 (53.3%)	28,507 (52.3%)	27,827 (51.5%)	27,138 (50.8%)	26,507 (50.1%)	25,966 (49.6%)
65歳以上	16,926 (30.8%)	17,314 (31.8%)	17,672 (32.7%)	17,969 (33.6%)	18,192 (34.4%)	18,290 (35.0%)

〔資料〕 荒尾市住民基本台帳 各年度9月末日現在



(2) 高齢化の状況

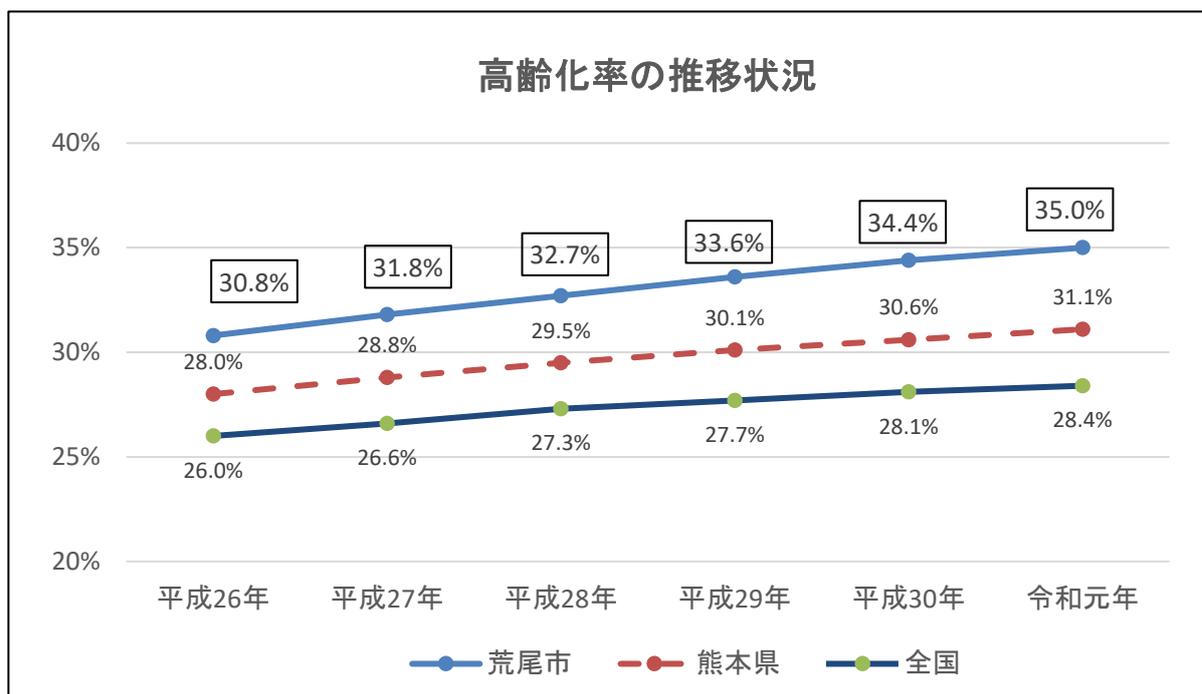
本市の高齢化率の推移を、国・県と比較すると以下のとおりとなります。

本市の高齢化率は国・県より高い水準で推移しており、全国・県内でも特に高齢化が進行している地域であることが分かります。

【荒尾市・熊本県・全国の高齢化率の推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
荒尾市	30.8%	31.8%	32.7%	33.6%	34.4%	35.0%
熊本県	28.0%	28.8%	29.5%	30.1%	30.6%	31.1%
全国	26.0%	26.6%	27.3%	27.7%	28.1%	28.4%

[資料] 荒尾市 = 住民基本台帳 各年度 9月末日現在
 熊本県 = 総務省統計局推計人口 各年度10月1日現在
 全国 = 総務省統計局推計人口 各年度10月1日現在



(3) 障がい者の状況

1) 障がい者・難病等患者数

本市の障がい者及び難病等患者数の状況は、令和元年度末現在、身体障がい者（身体障害者手帳交付者）が2,622人、知的障がい者（療育手帳交付者）が592人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者）が547人、精神障がい者（自立支援医療[精神通院医療]利用者）が1,055人、難病等患者が569人となっています。

（※障がい福祉サービスの対象となる難病等の対象疾患は、平成26年12月の130疾患にはじまり、令和元年7月では361疾患となっています。また、難病医療費助成の対象となる難病等の対象疾患は、令和元年7月時点で333疾患です。）

【障がい者・難病等患者数】

[単位:人]

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	2,622	28	2,594	5.1%
知的障がい者 (療育手帳交付者)	592	179	413	1.1%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	547	12	535	1.1%
精神障がい者 (自立支援医療[精神通院医療]利用者)	1,055	60	995	2.0%
難病等患者 (難病医療費助成利用者)	569	1	568	1.1%

※総人口比は、総人口に占める各障がい者・難病等患者総数の割合です。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、(精神障害者保健福祉手帳交付者)と(自立支援医療[精神通院医療]利用者)の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

[資料] 障がい者数 : 荒尾市資料 令和元年度末現在
 難病等患者数 : 有明保健所資料 令和元年度末現在

2) 65 歳以上の障がい者・難病等患者数

障がい者及び難病等患者の総数に占める 65 歳以上の割合は、身体障がい者が特に高く 77.6%を占めています。反対に、知的障がい者では9.5%と低くなっています。

【65 歳以上の障がい者・難病等患者数】

[単位:人]

	総数	65 歳未満	65 歳以上	65 歳以上の 占める割合
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	2,622	588	2,034	77.6%
知的障がい者 (療育手帳交付者)	592	536	56	9.5%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	547	408	139	25.4%
精神障がい者 (自立支援医療[精神通院医療]利用者)	1,055	871	184	17.4%
難病等患者 (難病医療費助成利用者)	569	236	333	58.5%

※65 歳以上の占める割合は、各障がい者及び難病等患者の総数に占める 65 歳以上の割合です。

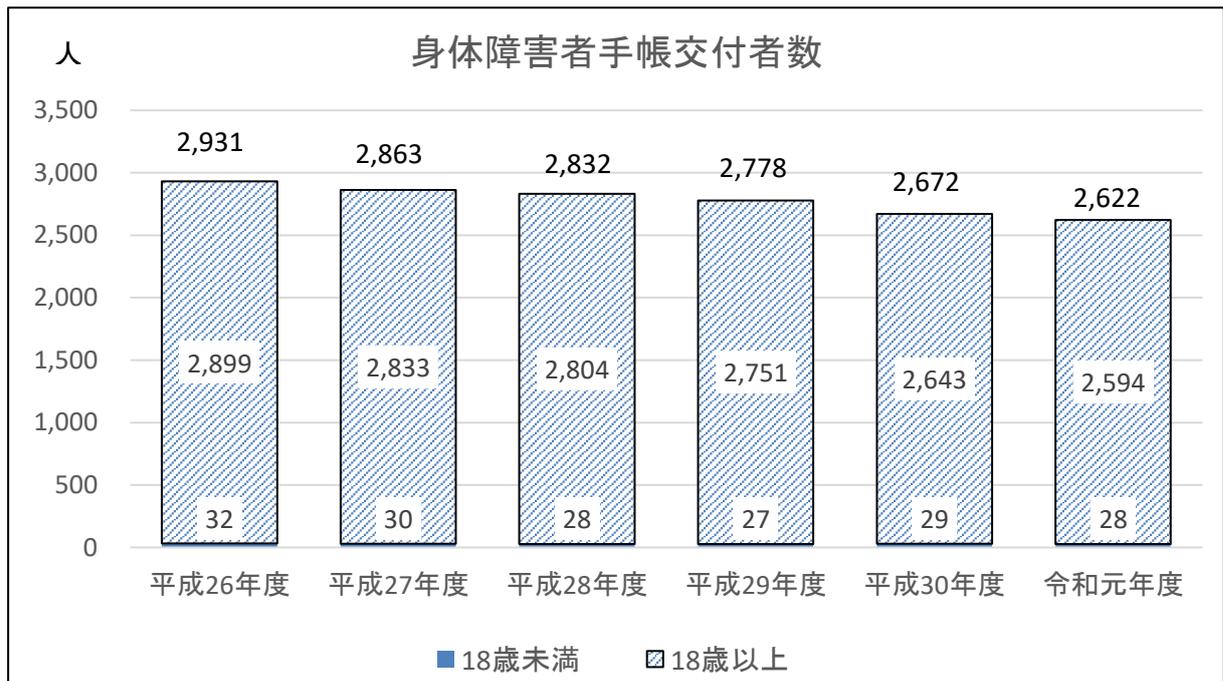
また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、(精神障害者保健福祉手帳交付者)と(自立支援医療[精神通院医療]利用者)の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

[資料] 障がい者数 : 荒尾市資料 令和元年度末現在
 難病等患者数 : 有明保健所資料 令和元年度末現在

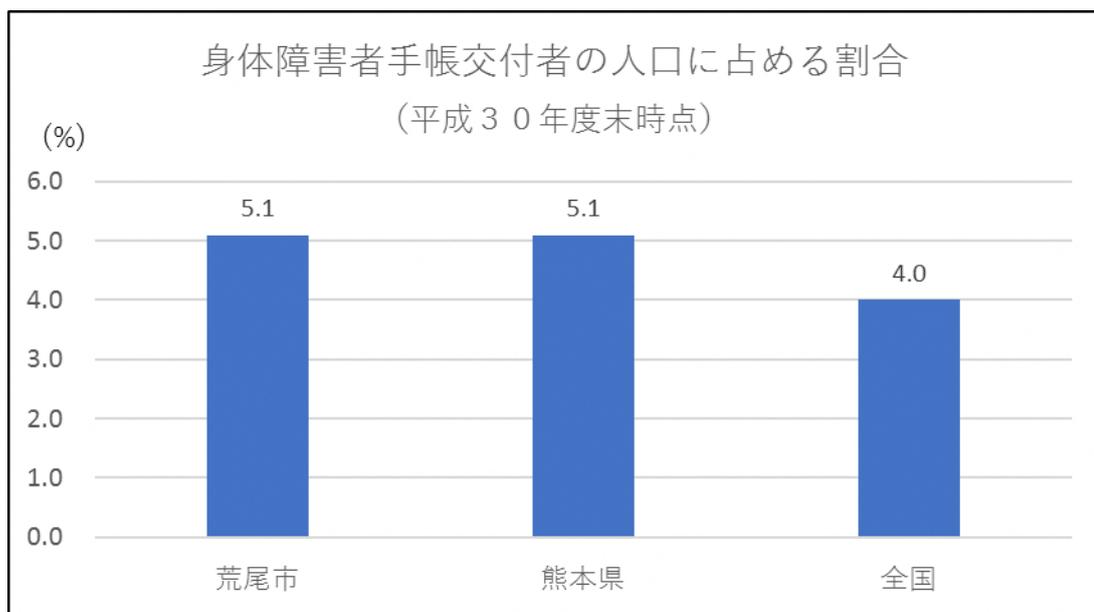
(4) 身体障がい者の状況

1) 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者数は平成26年度の2,931人から令和元年度の2,622人と減少傾向にあります。令和元年度末現在では、18歳未満が28人、18歳以上が2,594人で、18歳以上が大多数を占めています。なお、本市の人口に占める身体障害者手帳交付者の割合は、平成30年度末時点で5.1%であり、熊本県の割合と同程度となっています。



[資料] 荒尾市 各年度末現在



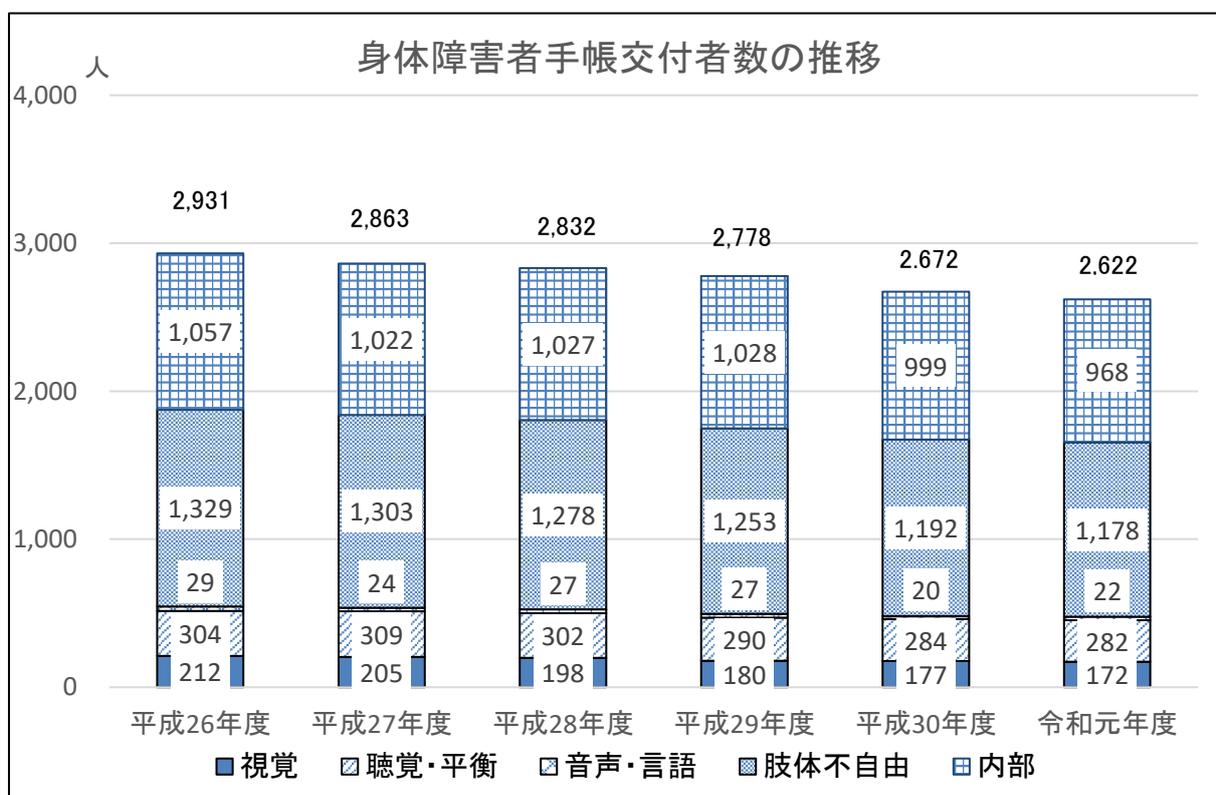
2) 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）

身体障がいの種類別にみると、いずれの年も肢体不自由が全体の半数弱を占めて最も多く、これに内部障がいが4割弱で続いています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(単位:人)
総数	2,931 (100.0%)	2,863 (100.0%)	2,832 (100.0%)	2,778 (100.0%)	2,672 (100.0%)	2,622 (100.0%)	
視覚障がい	212 (7.2%)	205 (7.2%)	198 (7.0%)	180 (6.5%)	177 (6.6%)	172 (6.6%)	
聴覚障がい ・平衡機能障がい	304 (10.4%)	309 (10.8%)	302 (10.7%)	290 (10.4%)	284 (10.6%)	282 (10.8%)	
音声・言語機能障がい	29 (1.0%)	24 (0.8%)	27 (1.0%)	27 (1.0%)	20 (0.7%)	22 (0.8%)	
肢体不自由	1,329 (45.3%)	1,303 (45.5%)	1,278 (45.1%)	1,253 (45.1%)	1,192 (44.6%)	1,178 (44.9%)	
内部障がい	1,057 (36.1%)	1,022 (35.7%)	1,027 (36.3%)	1,028 (37.0%)	999 (37.4%)	968 (36.9%)	

[資料] 荒尾市 各年度末現在



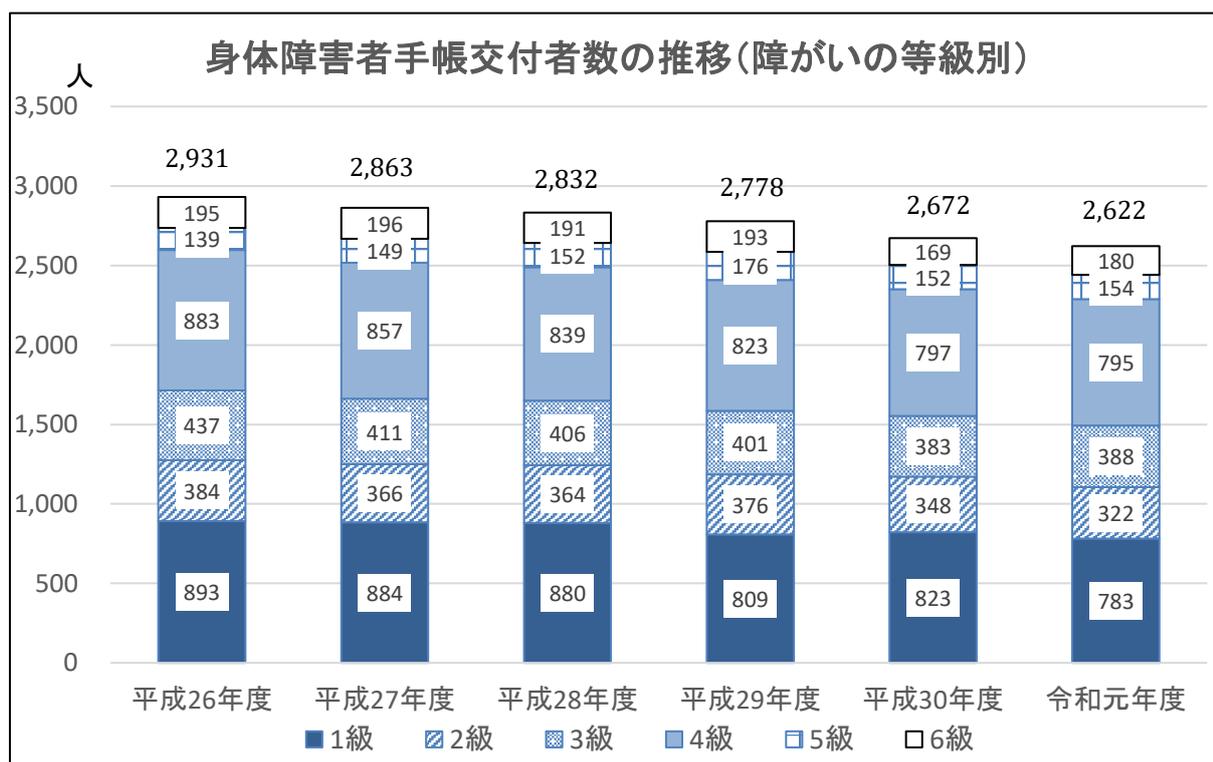
3) 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの等級別）

障がいの等級別にみると、1級と4級がそれぞれ全体の約3割を占めています。また、重度者（1～2級）と中度者（3～4級）がともに4割台を占め、軽度者（5～6級）は1割程度となっています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの等級別）】

		(単位:人)					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数		2,931 (100.0%)	2,863 (100.0%)	2,832 (100.0%)	2,778 (100.0%)	2,672 (100.0%)	2,622 (100.0%)
1級		893 (30.5%)	884 (30.9%)	880 (31.1%)	809 (29.1%)	823 (30.8%)	783 (29.9%)
2級		384 (13.1%)	366 (12.8%)	364 (12.9%)	376 (13.5%)	348 (13.0%)	322 (12.3%)
3級		437 (14.9%)	411 (14.4%)	406 (14.3%)	401 (14.4%)	383 (14.4%)	388 (14.8%)
4級		883 (30.1%)	857 (29.9%)	839 (29.6%)	823 (29.6%)	797 (29.8%)	795 (30.3%)
5級		139 (4.7%)	149 (5.2%)	152 (5.4%)	176 (6.4%)	152 (5.7%)	154 (5.9%)
6級		195 (6.7%)	196 (6.8%)	191 (6.7%)	193 (7.0%)	169 (6.3%)	180 (6.8%)
(再掲)							
重度 (1～2級)		1,277 (43.6%)	1,250 (43.7%)	1,244 (43.9%)	1,185 (42.7%)	1,171 (43.8%)	1,105 (42.1%)
中度 (3～4級)		1,320 (45.0%)	1,268 (44.3%)	1,245 (44.0%)	1,224 (44.1%)	1,180 (44.2%)	1,183 (45.1%)
軽度 (5～6級)		334 (11.4%)	345 (12.1%)	343 (12.1%)	369 (13.3%)	321 (12.0%)	334 (12.7%)

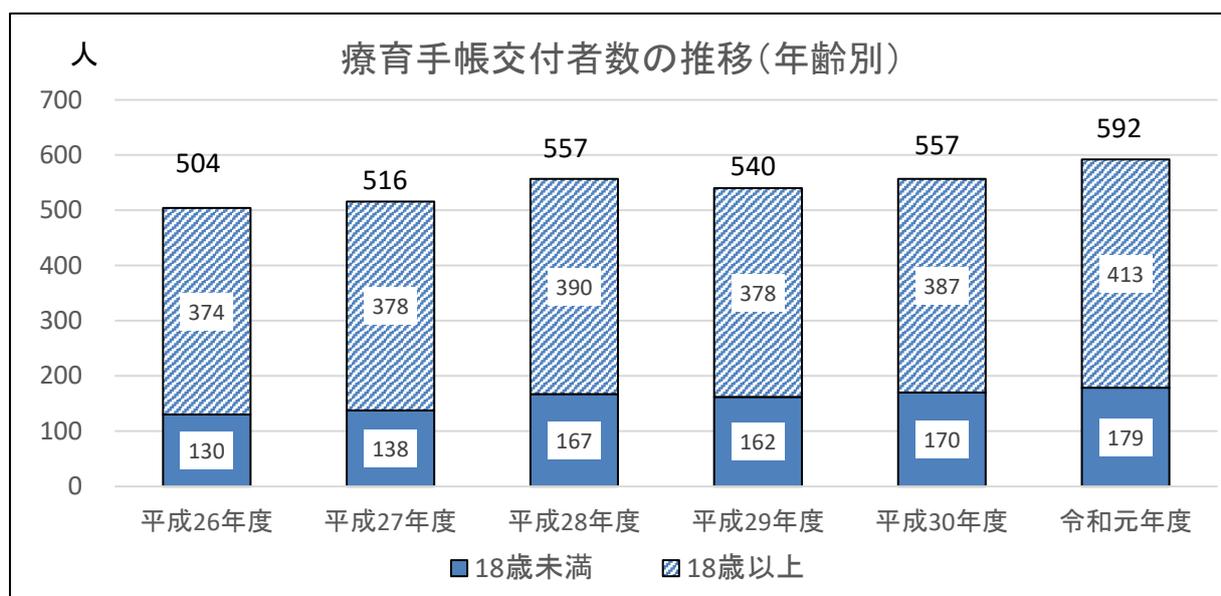
[資料] 荒尾市 各年度末現在



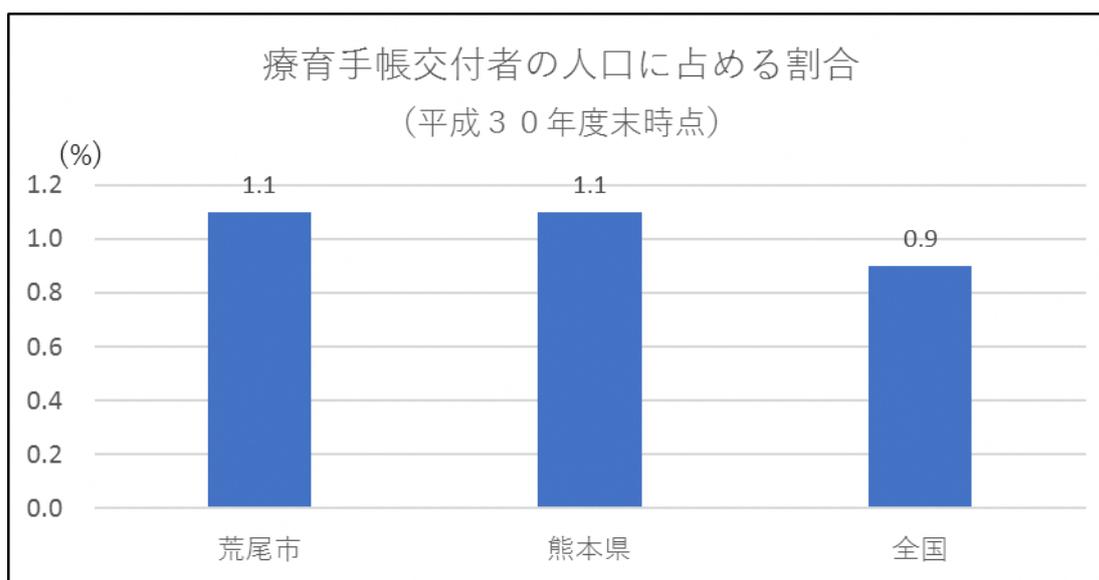
(5) 知的障がい者の状況

1) 療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数（知的障がい者数）は増加傾向にあります。また、知的障がい者のうち約3割が18歳未満となっています。なお、本市の人口に占める療育手帳交付者の割合は、平成30年度末時点で1.1%であり、熊本県の割合と同程度となっています。



[資料] 荒尾市 各年度末現在



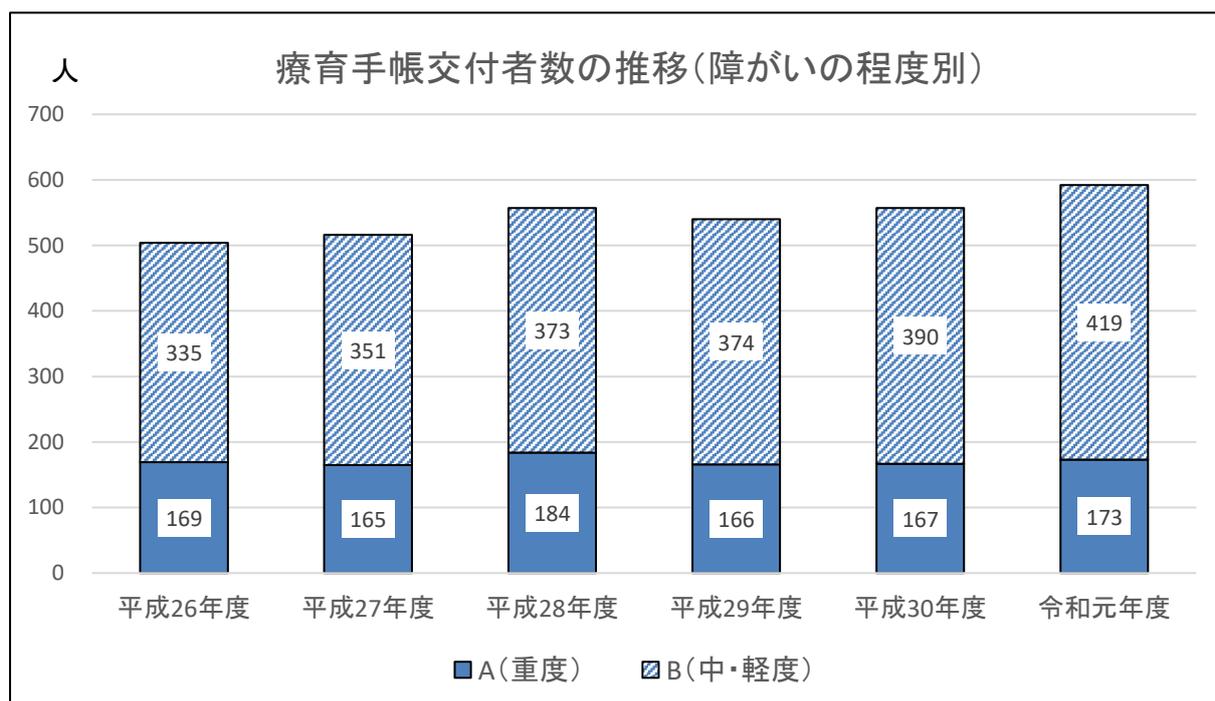
2) 療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）

療育手帳交付者数（知的障がい者数）を障がいの程度別にみると、いずれの年もB（中・軽度）が約7割を占めています。

【療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	(単位:人)					
総数	504 (100.0%)	516 (100.0%)	557 (100.0%)	540 (100.0%)	557 (100.0%)	592 (100.0%)
A(重度)	169 (33.5%)	165 (32.0%)	184 (33.0%)	166 (30.7%)	167 (30.0%)	173 (29.2%)
B(中・軽度)	335 (66.5%)	351 (68.0%)	373 (67.0%)	374 (69.3%)	390 (70.0%)	419 (70.8%)

[資料] 荒尾市 各年度末現在



(6) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあり、近年は500人台で推移しています。

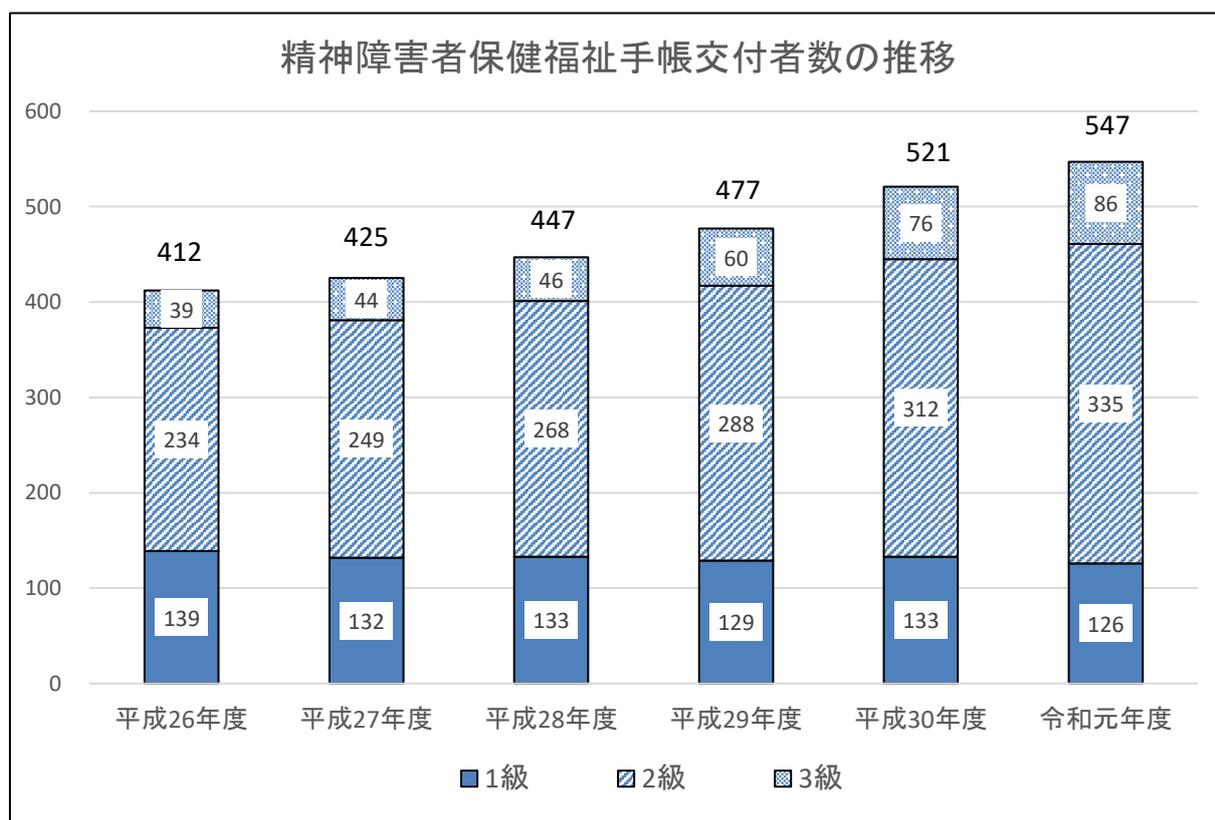
障がいの等級別にみると、2級の占める割合が最も多くなっており、令和元年度末現在では6割を超えています。(61.3%)なお、本市の人口に占める精神障害者保健福祉手帳交付者の割合は、平成30年度末時点で1.0%であり、熊本県の割合と同程度となっています。

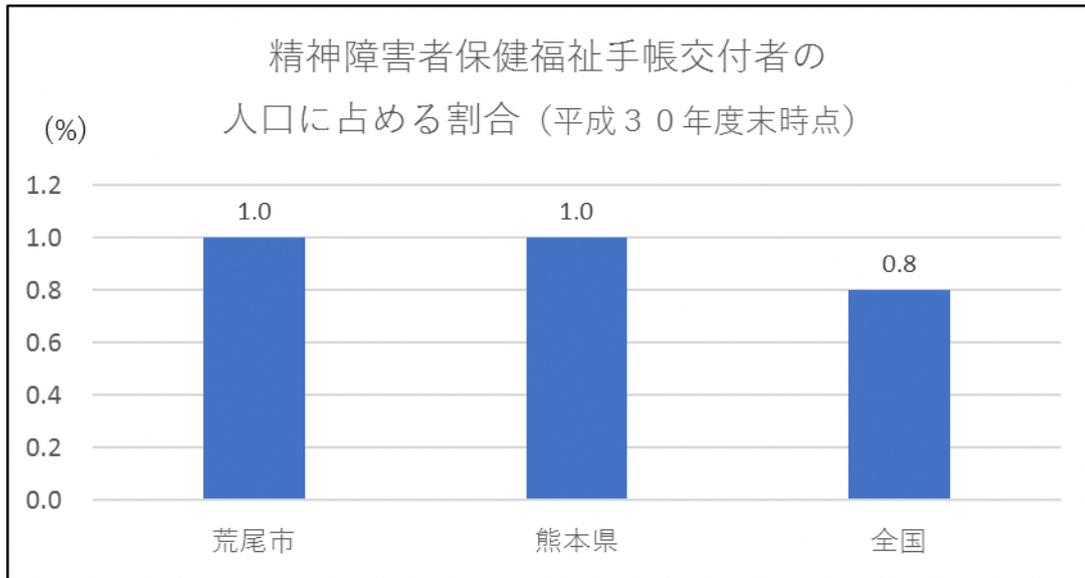
自立支援医療(精神通院医療)利用者数についても、全体的には増加傾向にあり、令和元年度末現在では1,055人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障がいの程度別)】

							(単位:人)
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
総数	412	425	447	477	521	547	
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
1級	139	132	133	129	133	126	
	(33.7%)	(31.1%)	(29.7%)	(27.0%)	(25.5%)	(23.0%)	
2級	234	249	268	288	312	335	
	(56.8%)	(58.6%)	(60.0%)	(60.4%)	(59.9%)	(61.3%)	
3級	39	44	46	60	76	86	
	(9.5%)	(10.3%)	(10.3%)	(12.6%)	(14.6%)	(15.7%)	

[資料] 荒尾市 各年度末現在



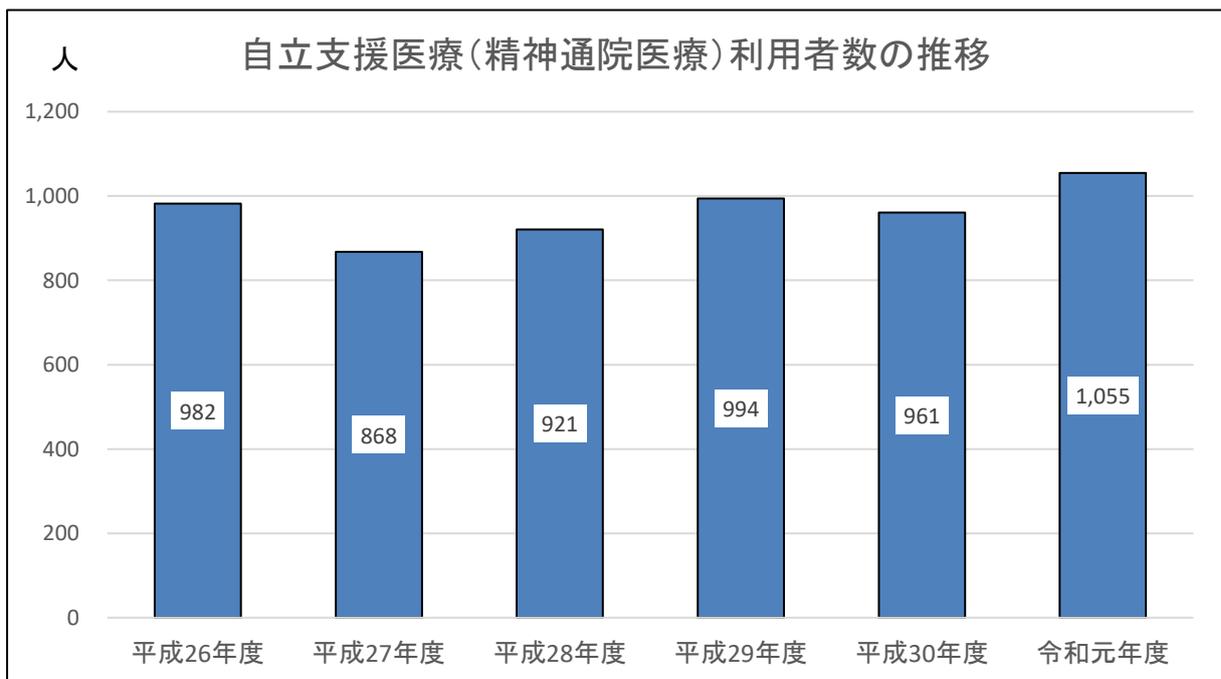


【自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	982	868	921	994	961	1,055

(単位:人)

[資料] 荒尾市 各年度末現在



(7) 就学状況

令和2年5月1日現在において、市内の小中学校全てに特別支援学級があり、在籍する児童生徒数は合計で151人となっています。また、令和2年5月1日現在の通級指導教室の児童生徒数は46人です。

保育所・認定こども園における障がい児は、令和2年4月1日現在で在籍児総数1,757人に対して30人となっており、加配保育士数は30人となっています。

特別支援学校への在籍状況は、令和2年4月1日現在、83人となっており、荒尾支援学校が多い状況です。

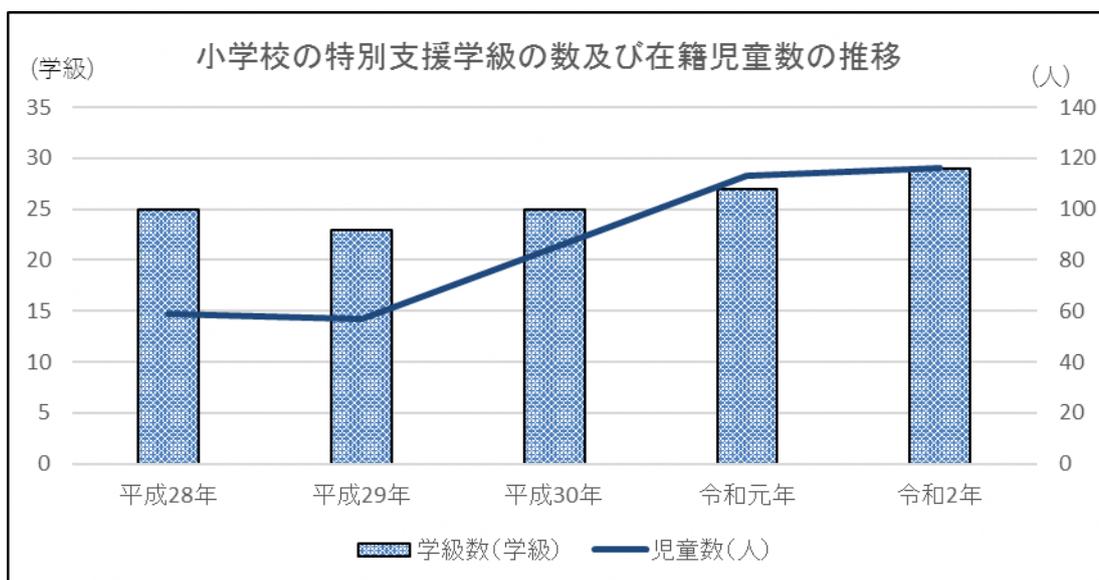
1) 特別支援学級の状況

[単位:人]

【小学校】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
設置校数(校)	10	9	9	10	10
学級数(学級)	25	23	25	27	29
児童数(人)	59	57	85	113	116

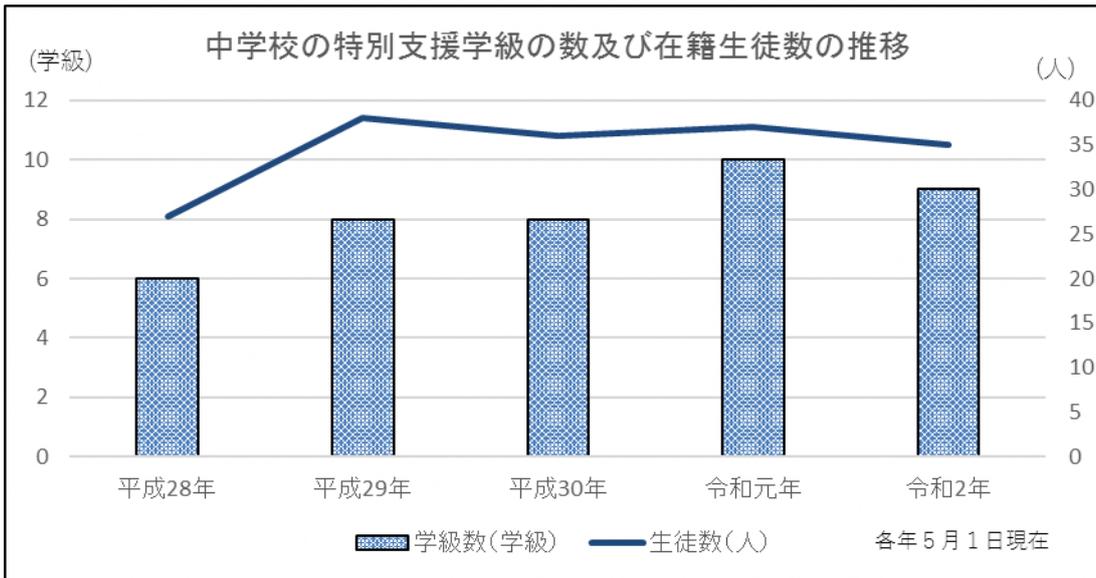
[資料]荒尾市 各年5月1日現在



【中学校】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
設置校数(校)	3	3	3	3	3
学級数(学級)	6	8	8	10	9
生徒数(人)	27	38	36	37	35

[資料]荒尾市 各年 5 月 1 日現在



2) 通級指導教室の状況

[単位:人]

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
小学校	29	40	37
中学校	5	4	9
合計	34	44	46

[資料]荒尾市 各年 5 月 1 日現在

3) 保育所・認定こども園における障がい児の在籍状況

[単位:人]

	3 歳未満	3 歳	4 歳以上	合 計
在籍児数	623	370	764	1,757
在籍障がい児数	3	5	22	30
加配保育士数	30			30

[資料]荒尾市 令和 2 年 4 月 1 日現在

4) 特別支援学校在籍状況

[単位:人]

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
荒尾支援学校	-	22	15	40	77
ひのくに高等 支援学校	-	-	-	4	4
熊本支援学校	-	0	1	0	1
熊本ろう学校	0	0	0	1	1
合計	0	22	16	45	83

[資料]荒尾市 令和2年4月1日現在

第3章 計画の基本方針

1 国の基本指針等を踏まえた対応

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は国から示される「基本指針」に沿って策定することとなっています。

令和5年度までの成果目標に関する事項は次のとおりです。

【成果目標に関する事項】

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数の増加 (第3期計画からの継続)
- ・福祉施設入所者数の削減 (第3期計画からの継続)

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する。
(第5期計画からの継続)

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 1) 一般就労移行者数の増加 (第3期計画からの継続)
- 2) 就労定着支援事業利用者数の増加 (第6期計画からの新規)
- 3) 就労定着支援事業による就労定着率の増加 (第6期計画からの新規)

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び
保育所等訪問支援の充実
 - ①児童発達支援センターの設置 (第5期計画からの継続)
 - ②保育所等訪問支援の充実 (第5期計画からの継続)
- 2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス
事業所の確保 (第5期計画からの継続)
- 3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置
(第5期計画からの継続)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

- ・総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の
確保 (第6期計画からの新規)

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

- ・障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築の確保
(第6期計画からの新規)

本市においては、これまでの計画と同様に、国の基本指針やそれを踏まえた熊本県の方針等に基づき、目標数値等の設定を行います。

2 国の基本指針に基づく成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を促進するための目標です。

令和元年度末時点における福祉施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活に移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

【国の基本指針】

《本市の目標》

本市では、令和元年度末時点の福祉施設入所者数は83人ですが、令和2年10月末時点では81人となっています。令和3年度から令和5年度までに、福祉施設を退所し地域生活へ移行する人数を5人と見込み、新たに福祉施設に入所する障がい者数を毎年度1人ずつ（3か年で計3人）と見込みます。

項目		数値	考え方
令和元年度末時点における入所者数	A	83人	令和2年3月31日の福祉施設入所者数
令和5年度末時点における入所者数	B	79人	令和6年3月31日の福祉施設入所者数
【目標値】削減見込み	A-B	4人 (4.8%)	差引減少見込み数 (国の目標：1.6%以上)
【目標値】令和3年度から令和5年度までの地域生活移行者数		5人 (6.0%)	福祉施設入所からグループホーム等へ移行した者の数（国の目標：6%以上）

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の機能を充実するための目標です。

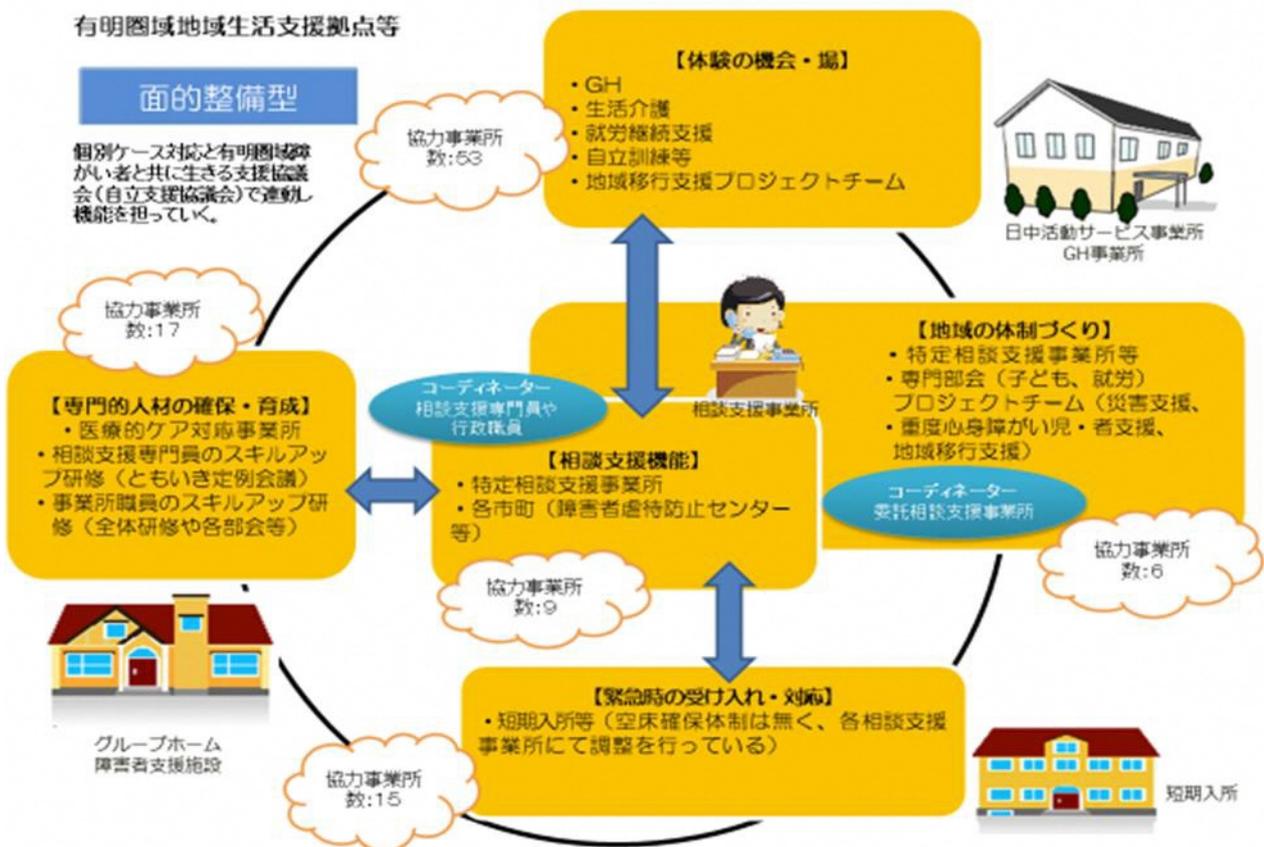
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する。

【国の基本指針】

≪本市の目標≫

有明圏域では、令和2年5月から、面的整備型として地域生活支援拠点等の運用を開始しました。地域生活支援拠点等の機能の充実のため、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会にて、年一回運用状況を検証及び検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数（箇所）	1	1	1
検証及び検討の実施回数（回）	1	1	1



(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するための目標です。

1) 一般就労移行者数

令和5年度末における一般就労への移行者数を、令和元年度の1.27倍以上とする。

そのうち、就労移行支援事業については、令和5年度末の移行実績が令和元年度の実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については、概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととする。

【国の基本指針】

《本市の目標》

本市の令和元年度中の一般就労への移行者数は13人です。国の基本指針に即し、令和5年度中の移行者数を17人と見込みます。

項目	数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数	13人 (内訳) 就労移行利用者 8人 就労A利用者 4人 就労B利用者 1人	令和元年度に就労移行支援事業等のサービスを利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末の一般就労移行者数	17人 (1.31倍)	令和5年度に就労移行支援事業等のサービスを利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和元年度の1.27倍以上)
【目標値】 令和5年度末における、就労移行支援事業からの一般就労移行者数	11人 (1.38倍)	令和5年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和元年度の1.3倍以上)
【目標値】 令和5年度末における、就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	5人 (1.25倍)	令和5年度に就労継続支援A型事業を利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和元年度の概ね1.26倍以上)
【目標値】 令和5年度末における、就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	1人 (1.0倍)	令和5年度に就労継続支援B型事業を利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和元年度の概ね1.23倍以上)

(注)「一般就労」とは、一般に企業等に就職すること及び在宅就労すること、自ら起業することを指します。

2) 就労定着支援事業利用者数〔新規〕

令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。

【国の基本指針】

≪本市の目標≫

令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を17人とし、そのうち就労定着支援事業を利用する者を12人とします。

項目	数値	考え方
令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	17人	
【目標値】 令和5年度末時点での就労定着支援事業利用者数	12人 (7割)	令和5年度末において就労定着支援事業を利用している者の数 (国の目標：就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割)

3) 就労定着支援事業による就労定着率〔新規〕

就労定着支援事業事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【国の基本指針】

≪本市の目標≫

本市では、有明圏域内にある就労定着支援事業所を対象とし、令和5年度末において、就労定着率が8割以上の事業所の割合を70%と見込みます。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度末において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	令和5年度末において就労定着率が8割以上を達成した就労定着支援事業所の総事業所に占める割合 (国の目標：7割以上)

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない)に少なくとも1ヶ所以上設置する。

【国の基本指針】

≪本市の目標≫

有明圏域において、児童発達支援センターを1ヶ所設置しています。児童発達支援センターと連携を図り、障がい児の地域社会への参加や包容の推進に努めます。

② 保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【国の基本指針】

≪本市の目標≫

本市では、令和5年度末までに、市内において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。

2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）に少なくとも1ヶ所以上確保する。

【国の基本指針】

《本市の目標》

有明圏域において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保しています。重症心身障がい児の支援体制の充実を図るために、引き続き事業所との連携に努めます。

3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、各市町村（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【国の基本指針】

《本市の目標》

本市では、令和5年度末までに、有明圏域において協議の場を共同設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携に努めます。また、母子保健部局と連携し、医療的ケア児コーディネーターを配置します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

相談支援体制の充実・強化に向けた目標です。

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【国の基本指針】

《本市の目標》

本市では、総合的・専門的な相談支援体制を実施する体制を確保するために、令和5年度末までに、有明圏域において、基幹相談支援センターの設置に努めます。基幹相談支援センターの整備が整うまでは、その役割を有明圏域で「障害者相談支援事業」を実施する4つの相談支援事業所が担うことで対応します。また、地域の相談支援体制の強化を実施する体制についても「障害者相談支援事業」を実施する4つの相談支援事業所と連携し、体制の確保に努めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	12	12	12
地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数（件）	7	7	7
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	26	26	26

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築【新規】

障害福祉サービス等の質の向上を目指すための目標です。

令和5年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

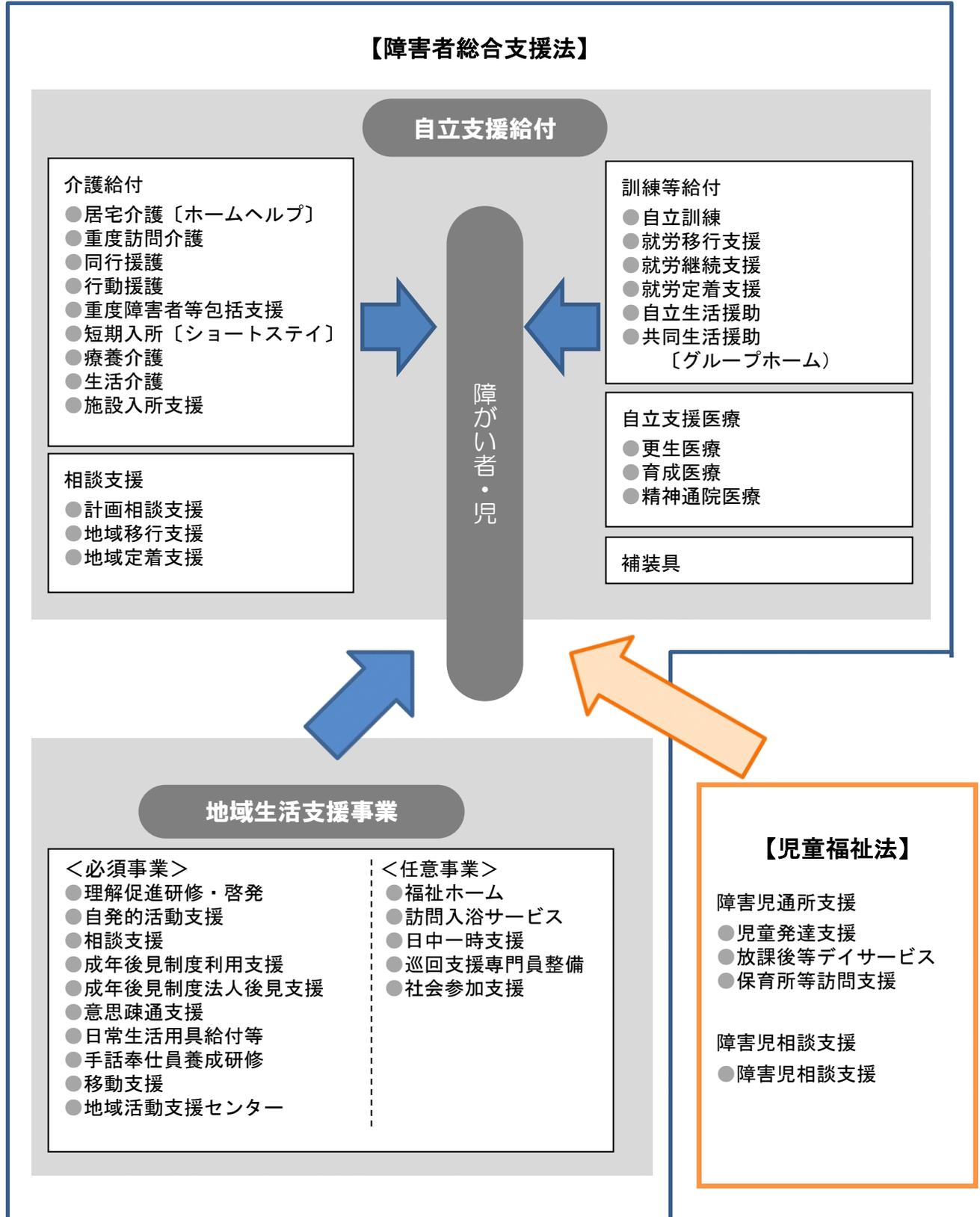
【国の基本指針】

《本市の目標》

本市では、都道府県等が実施する研修への積極的な参加等により、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）	6	6	6

【障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系】



(1) 障がい福祉サービス等の概要と必要量見込み及び確保の方策

1) 訪問系サービス

障がい者が必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、自宅等を訪問し日常的な介護を行う「居宅介護」や「重度訪問介護」等のサービスを提供します。このほか、外出時の移動の支援を行う「同行援護」や「行動援護」のサービスを提供します。

本市では、相談支援専門員と連携し、適切にサービスが利用できるよう努めます。また、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、定員数の増加等のサービス提供体制の整備を推進します。

①居宅介護〔ホームヘルプ〕

自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護や家事の支援等の提供を行うサービスです。

利用者数・利用量とも増加傾向であるため、今後も利用者数・利用量ともに増加すると見込んでいます。精神科病院入院患者が地域生活に移行した際の利用も含めています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	73	80	87	77	82	87
		実績	63	64	72	—	—	—
利用量	時間 /月	見込	1,387	1,520	1,653	1,463	1,558	1,653
		実績	1,208	1,173	1,293	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

②重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護を必要とする障がい者に対し、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護から外出時の移動までの支援を総合的に行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数・利用量を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	2	2	2	—	—	—
利用量	時間 /月	見込	285	285	285	246	246	246
		実績	156	161	162	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

③同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な障がい者に対し、外出時に同行して必要な情報の提供や移動等の支援を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用量を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	15	15	15	14	14	14
		実績	14	13	13	—	—	—
利用量	時間 /月	見込	375	375	375	406	406	406
		実績	394	373	330	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護を必要とする障がい者に対し、外出時の危険を回避するために、外出時における移動の支援を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用量を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	3	3	3	2	2	2
		実績	1	1	2	—	—	—
利用量	時間 /月	見込	15	15	15	16	16	16
		実績	6	10	13	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い障がい者に対し、居宅介護をはじめとする各種サービスを包括的に行うサービスです。

県内には重度障害者等包括支援を提供する福祉事業所がなく、サービスの利用が難しい状況であるため、本計画期間中も利用量を見込まないことにしています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	—	—	—
利用量	時間 /月	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

2) 日中活動系サービス

介護を必要とする重度の障がい者に対し、日中において必要な介護を受ける「生活介護」のほか、家族等の休息や就労、緊急時に支援を行う「短期入所」等のサービスを提供します。また、障がい者が自立した生活を送るために必要な「自立訓練」や、就労支援を行う「就労移行支援」、「就労継続支援」等のサービスを提供します。

本市では、障がい者が身近な地域で希望するサービスを利用できるよう、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、定員数の増加等のサービス提供体制の整備を推進します。

①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に対し、日中、福祉施設において、入浴・排せつ・食事等の介護や、生産活動や創作的活動の機会の提供を行うサービスです。

市内の既存事業所における定員数の増加等や総量規制に該当するサービスであることを勘案し、今後の利用者数を見込んでいます。また、利用量は1か月当たり平均21日の利用としています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	156	181	191	159	181	192
		実績	155	157	154	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	3,120	3,620	3,820	3,339	3,801	4,032
		実績	3,166	3,266	3,210	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで、身体機能や生活能力の維持・向上のために支援が必要な障がい者に対し、一定期間（2年間）、身体機能のリハビリテーション等を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均20日の利用としています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	1	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	15	15	15	20	20	20
		実績	0	3	22	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

③自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上のために支援が必要な障がい者に対し、一定期間（2年間）、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うサービスです。また、宿泊型自立訓練は、日中の訓練とともに共同生活の場の提供を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数・利用量を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	7	7	7	4	4	4
		実績	5	3	3	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	161	161	161	104	104	104
		実績	108	55	104	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

④就労移行支援

一般就労等を希望する障がい者に対し、一定期間（2年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。

新規利用による増加及び一般就労や期間到達による減少を勘案し、利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均18日の利用としています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	27	28	29	20	21	22
		実績	24	18	19	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	513	532	551	360	378	396
		実績	396	291	316	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑤就労継続支援（A型）

一般就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づいた働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行うサービスです。

第5期計画期間中は、市内及び近隣市町に福祉事業所が開設したことで、利用者数が大幅に増加しました。今後も増加すると勘案し、利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均21日の利用としています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	113	123	133	145	155	165
		実績	105	120	135	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	2,260	2,460	2,660	3,045	3,255	3,465
		実績	2,134	2,393	2,681	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑥就労継続支援（B型）

一般就労が困難な障がい者に対し、働く場（雇用契約を締結しない）を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や支援を行うサービスです。

市内の既存事業所における定員数の増加等や総量規制に該当するサービスであることを勘案し、今後の利用者数を見込んでいます。また、利用量は1か月当たり平均18日の利用としています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	75	100	110	104	114	124
		実績	83	91	94	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	1,350	1,800	1,980	1,872	2,052	2,232
		実績	1,476	1,576	1,558	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑦就労定着支援

「就労移行支援」等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、勤務先の企業との連絡調整等の支援を行うサービスです。

福祉施設利用者の一般就労への移行者数を勘案し、利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	5	5	5	12	12	12
		実績	5	13	12	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑧療養介護

医療と常時介護が必要な障がい者に対し、医療機関において機能訓練や療養上の管理・看護・介護・日常生活の支援等を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	23	23	23	24	24	24
		実績	22	24	24	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑨短期入所〔ショートステイ〕

障がい者を自宅で介護している介護者の病気等による理由で、短期間の入所を必要とする障がい者に対し、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。「福祉型」と「医療型」の2種類があります。

これまでの利用者数の推移等から勘案し、利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均6日としています。

【実績と必要量見込み】 短期入所（福祉型）

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	42	46	50	40	55	60
		実績	57	50	31	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	252	276	300	240	330	360
		実績	182	183	126	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

【実績と必要量見込み】 短期入所（医療型）

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	6	8	10	3	5	7
		実績	6	3	2	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	36	48	60	18	30	42
		実績	29	13	8	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

3) 居住系及び施設系サービス

障がい者がひとり暮らしを継続できるように相談支援を行う「自立生活援助」や、共同生活の場としての「共同生活援助」、在宅生活が困難な障がい者が入所する「施設入所支援」を提供します。

本市では、障がい者が地域において安心して生活していくことができるよう、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、サービス提供体制の整備を推進します。

①自立生活援助

福祉施設や精神科病院等からひとり暮らしへ移行した障がい者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を勘案して、利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	4	4	4	4	4	4
		実績	0	0	0	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

②共同生活援助〔グループホーム〕

障がい者の地域における共同生活の場において、相談や家事等の日常生活上の支援を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移と定員数の増加等を勘案し、利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	73	77	85	76	81	87
		実績	69	69	71	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

③施設入所支援

福祉施設に入所している障がい者に対し、夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の支援を行うサービスです。

地域生活に移行し施設を退所する利用者と新規の利用者の数を想定し、見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	82	82	82	81	80	79
		実績	80	81	81	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

4) 相談支援

サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用ができるようケアマネジメントを行うとともに、障がい者の意思決定や地域移行、自立に向けた支援を行います。

本市では、必要とされる相談支援件数に対応できるよう、福祉事業所に対して相談支援専門員の研修等に関する情報を提供することで、相談支援専門員の拡充等のサービス提供体制の整備を推進します。

①計画相談支援

障がい者が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに計画の見直しを行います。

新たにサービスを開始する利用者に関するサービス等利用計画の作成を勧奨し、利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	91	109	112	104	114	117
		実績	98	96	93	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

②地域移行支援

福祉施設の入所者や精神科病院に長期入院している精神障がい者に対し、地域生活への移行の際の住居の確保等に関する相談や支援を行います。

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を勧奨し、利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	4	4	4	4	4	4
		実績	3	1	0	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

③地域定着支援

ひとり暮らしの障がい者等で家族による支援が十分でない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。

福祉施設や精神科病院からの自宅等での生活への移行を勘案し、利用者数を見込んでいきます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	0	0	0	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。有明圏域では、有明地域精神保健福祉連絡会と、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会地域移行支援プロジェクトチーム会議を協議の場とし、地域包括ケアシステムの構築の推進に努めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	6	6	6
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者の関係者ごとの参加人数（人）	保健 4 精神科 4 精神科以外 0 福祉 13 介護 1 当事者 1 家族 2 その他 3	保健 4 精神科 4 精神科以外 0 福祉 13 介護 1 当事者 1 家族 2 その他 3	保健 4 精神科 4 精神科以外 1 福祉 13 介護 1 当事者 1 家族 2 その他 3
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1

【必要量見込み】

	単位		第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援	人 /月	見込	2	2	2
		実績	—	—	—
精神障がい者の地域定着支援	人 /月	見込	2	2	2
		実績	—	—	—
精神障がい者の共同生活援助	人 /月	見込	22	24	26
		実績	—	—	—
精神障がい者の自立生活援助	人 /月	見込	2	2	2
		実績	—	—	—

6) 発達障がい者等に対応する支援 【新規】

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

【必要量見込み】

	単位		第6期計画見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	見込	24	24	24
		実績	—	—	—
ペアレントメンターの人数	人	見込	0	0	1
		実績	—	—	—
ピアサポート活動への参加人数	人	見込	35	35	35
		実績	—	—	—

7) 障がい児通所支援

障がい児に対し、福祉事業所において、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を提供します。

本市では、相談支援専門員と連携し、適切にサービスが利用できるよう努めます。また、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、定員数の増加等のサービス提供体制の整備を推進します。

①児童発達支援

就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

利用者数・利用量とも増加傾向であるため、今後も利用者数・利用量ともに増加すると見込んでいます。利用量は1か月当たり平均10日の利用としています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	46	52	58	64	69	74
		実績	45	48	54	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	368	416	464	640	690	740
		実績	409	419	433	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

②医療型児童発達支援

肢体不自由がある障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練・治療を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	8	8	8	8	8	8
		実績	0	0	0	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

③居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいもち、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導等の支援を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	8	8	8	8	8	8
		実績	0	0	0	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

④放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後または休校日等において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会交流等の支援を行うサービスです。

利用者数・利用量とも増加傾向であるため、今後も利用者数・利用量とも増加すると見込んでいます。利用量は1か月当たり平均13日の利用としています。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	101	108	115	156	166	176
		実績	112	132	141	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	1,212	1,296	1,380	2,028	2,158	2,288
		実績	1,267	1,474	1,571	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑤保育所等訪問支援

障がい児が通所する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。今後の新規利用者に対応した利用者数・利用量を見込んでいます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画実績		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	3	3	3	5	5	5
		実績	1	1	1	—	—	—
利用量	人日 /月	見込	6	6	6	10	10	10
		実績	1	1	1	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

8) 障がい児相談支援

障がい児が利用するサービス内容を定める障害児支援利用計画の作成を行い、一定期間ごとに計画の見直しを行います。

新たにサービスを開始する障がい児に関する障害児支援利用計画の作成を勘案し、利用者数を見込んでいます。

本市では、必要とされる相談支援件数に対応できるよう、福祉事業所に対して相談支援専門員の研修等に関する情報を提供することで、相談支援専門員の拡充等のサービス提供体制の整備を推進します。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人 /月	見込	43	45	48	63	64	67
		実績	47	54	56	-	-	-

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

9) 医療的ケア児コーディネーターの配置人数

医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行うとともに、地域における課題の整理を行い医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を持つ専門員です。

本市では、母子保健部局と連携し、医療的ケア児コーディネーターを配置します。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	-	-	-

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

10) 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入れについて、これまでの実績と同程度の見込みとしています。

本市では、子ども・子育て支援事業と障がい者施策との連携により、障がい児の保育所等への受入れなど、障がい児支援の体制づくりに努めます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所での受入れ	人	見込	28	28	28	28	28	28
		実績	27	24	28	—	—	—
認定こども園での受入れ		見込	7	7	7	7	7	7
		実績	4	4	7	—	—	—
放課後児童健全育成事業での受入れ		見込	4	4	4	9	9	9
		実績	8	13	9	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

(2) 地域生活支援事業の概要と必要量見込み及び確保の方策

「地域生活支援事業」は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する障がい者の状況に応じて市町村が実施するものです。「地域生活支援事業」には、必ず実施しなければならない「必須事業」と、市町村の判断で独自に実施する「任意事業」があります。これらの事業に対し、必要量を見込んでいます。

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいに関する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行う事業です。

本市では、講演会や研修会等の実施により、障がいに関する理解の促進に努めます。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有 / 無	見込	無	有	有	有	有	有
		実績	無	有	有	—	—	—

②自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート・災害対策・孤立防止活動・ボランティア活動等）を支援する事業です。

本市では、障がい者団体等が地域において自発的に行う事業を支援することで、障がい者と共生できる地域づくりを推進します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有 / 無	見込	無	有	有	有	有	有
		実績	無	無	無	—	—	—

③相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの福祉や医療、就労、経済的な相談に応じて、必要な情報の提供や助言による支援を行う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターは、相談支援の拠点として、障がい者の権利擁護や虐待防止、地域移行の推進等に対して中核的に取組む役割を担うものです。 基幹相談支援センター等機能強化事業は、専門的な職員を配置することで、相談支援機能の強化を図る事業です。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸住宅等へ入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談や助言等を行うことで、障がい者の地域生活を支援する事業です。

本市では、「障害者相談支援事業」について、有明圏域において、4つの相談支援事業所（身体障がい（1ヶ所）・知的障がい（2ヶ所）・精神障がい（1ヶ所））により実施しています。障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

また、「基幹相談支援センター」については、有明圏域において、令和5年度末までの設置に努めます。

「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、同様の支援を「地域移行支援」、「地域定着支援」により対応します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者 相談支援事業	ヶ所	見込	4	4	4	4	4	4
		実績	4	4	4	—	—	—
基幹相談支援 センター等機 能強化事業	有 / 無	見込	無	無	無	無	無	有
		実績	無	無	無	—	—	—
住宅入居等 支援事業 (居住サポ ート事業)	有 / 無	見込	無	無	無	無	無	無
		実績	無	無	無	—	—	—

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者等に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成する事業です。

本市では、成年後見制度や事業内容の周知に努めることで制度の利用を促進し、障がい者の権利擁護に努めます。

【実績と必要量見込み】

	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	見込	3	4	5	3	4	5
		実績	1	1	0	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見を実施する団体に対し、後見等の業務を適正に行うことができる体制の整備を支援する事業です。

本市では、法人後見を実施する法人の確保及び支援に努め、障がい者の権利擁護を推進します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	有/無	見込	無	有	有	有	有	有
		実績	無	有	有	—	—	—

成年後見制度の利用促進

知的障がいや精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

今や、障がいのある子をもつ親が、親がいなくなった後の子どもの生活支援や財産管理をどうするのかという「親亡き後問題」は、社会的問題といっても過言ではありませんが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。

本市では、権利擁護支援の中心的な役割を担う中核機関である荒尾市権利擁護推進センターを荒尾市社協成年後見センター（荒尾市社会福祉協議会内）に委託により設置し、地域連携ネットワークを整備していくことで、成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるような地域体制の構築を目指します。

【主な取組】

①成年後見制度及び権利擁護推進センターの役割、市民後見人の周知強化

事業の概要	センター作成のチラシや成年後見制度を周知するためのパンフレットを、センターや市の窓口に来所した相談者や研修の参加者へ配布します。また、センターや市による成年後見制度に関する出前講座、専門職向けのセミナーを開催し、制度の周知に取り組むことで、早期にセンターの相談窓口につながるようにします。
-------	--

②権利擁護に関する相談機能の強化

事業の概要	成年後見制度の利用を含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、本人や関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の支援を得ながら、後見等ニーズの精査や必要な見守り体制にかかる調整及び制度利用の支援を行います。					
評価指標	指標の内容：権利擁護推進センター及び市（福祉課、保険介護課）における権利擁護に関する相談対応件数					
	実績		見込み	数値目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	200件	220件	240件	260件

※ 権利擁護推進センターは令和2年4月設置のため、H30、R1の実績はなし

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣や手話通訳者を設置することにより、聴覚や言語機能等の障がいのために意思の疎通に支障がある障がい者の意思疎通を支援する事業です。

本市では、利用のニーズに応じた手話通訳者の派遣や設置に努めることで、障がい者の意思疎通支援の充実を図ります。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 ・要約筆記者 派遣事業	件 /年	見込	80	85	90	90	95	100
		実績	77	83	86	—	—	—
手話通訳者 設置事業	ヶ 所	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑦日常生活用具給付等事業

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットの身体介護を支援する用具や障がい児の訓練用いす等のうち、障がい者及び介助者が容易に使用できるもので、実用性のある用具。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がい者の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工咽頭、その他の障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具。
排せつ管理支援用具	ストマ装具、その他の障がい者の排せつ管理を支援するもので、実用性のある用具。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居宅生活動作等を円滑にするための用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

本市では、利用のニーズに対応した用具の給付等に努めることで、障がい者の自立した生活を支援します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練 支援用具	件 /年	見込	3	3	3	4	4	4
		実績	3	3	7	—	—	—
自立生活 支援用具	件 /年	見込	12	12	12	7	7	7
		実績	6	5	5	—	—	—
在宅療養等 支援用具	件 /年	見込	10	10	10	10	10	10
		実績	3	4	9	—	—	—
情報・意思 疎通支援 用具	件 /年	見込	60	60	60	60	60	60
		実績	68	56	42	—	—	—
排せつ管理 支援用具	件 /年	見込	1,460	1,510	1,560	1,360	1,400	1,440
		実績	1,340	1,315	1,320	—	—	—
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	件 /年	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	0	0	3	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の意思疎通を支援する手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

本市では、手話奉仕員を養成することで、聴覚障がい者の意思疎通の支援に努めます。

【実績と必要量見込み】

	単 位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事 業（講習修 了者数）	人 /年	見込	3	3	3	6	6	6
		実績	5	4	4	—	—	—

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

本市では、移動支援事業を実施し、障がい者の外出支援や社会参加の促進に努めます。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単 位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援 事業 （利用者数）	人 /年	見込	13	14	15	14	15	16
		実績	13	13	13	—	—	—
移動支援 事業 （延時間数）	時間 /年	見込	910	980	1,050	750	800	850
		実績	751	753	706	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能の充実を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3種類が設定されています。

Ⅰ型は玉名市と大牟田市に1ヶ所ずつ、Ⅱ型は玉名市に1ヶ所、Ⅲ型は本市と玉名市に1ヶ所ずつあり、広域的に利用できる状況となっています。

本市では、地域活動支援センターの機能の強化に努めることで、創作的活動及び生産活動を通じた障がい者の社会参加を促進します。

Ⅰ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動、相談支援を行う施設。

Ⅱ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動、機能訓練や社会適応訓練、入浴等の支援を行う施設。

Ⅲ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動を行う施設。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター〔Ⅰ型〕	ヶ所	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	—	—	—
地域活動支援センター〔Ⅱ型〕		見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	—	—	—
地域活動支援センター〔Ⅲ型〕		見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	—	—	—
実利用見込み者数	人	見込	—	—	—	80	90	100
		実績	—	—	—	—	—	—

2) 任意事業

①福祉ホーム

低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

本市では、居住の場を確保することで、障がい者の地域生活を支援します。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム (利用者数)	人	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	—	—	—
福祉ホーム (設置数)	ヶ所	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	—	—	—

②訪問入浴サービス

居宅を訪問し、入浴サービスの提供を行う事業です。

本市では、訪問入浴サービスの実施により、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持に努めます。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス (利用者数)	人 /年	見込	2	2	2	5	5	5
		実績	2	3	4	—	—	—
訪問入浴サービス (利用回数)	回 /年	見込	80	80	80	350	350	350
		実績	135	256	300	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

③日中一時支援

障がい者の日中における活動の場を確保する事業です。

本市では、日中一時支援の実施により、障がい者の家族の就労支援や一時的な休息のための支援に努めます。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援 (利用者数)	人 /年	見込	57	60	63	53	56	59
		実績	50	53	50	—	—	—
日中一時支援 (利用回数)	回 /年	見込	3,078	3,240	3,402	2,100	2,200	2,300
		実績	2,177	2,022	2,000	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

④巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもや親が集まる施設等を巡回し、相談支援等を行います。

本市では、巡回支援専門員整備の実施により、障がいの早期発見・早期対応に努めます。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員整備	有/無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	—	—	—

⑤社会参加支援

サービス名	内容
自動車運転免許取得 ・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部の助成を行う事業です。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者のために、広報紙の音訳版である声の広報の発行を行う事業です。

本市では、「自動車運転免許取得・改造助成」については、費用の一部を助成することで障がい者の社会参加を促進します。また、「点字・声の広報等発行」については、市の広報を録音したCDを配布することで、視覚障がい者への市政情報の提供に努めます。

【実績と必要量見込み】

サービス名	単位		第5期計画実績			第6期計画見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転 免許取得・ 改造助成 (件数)	件 /年	見込	7	7	7	5	5	5
		実績	7	3	3	—	—	—
点字・声の広 報等発行	有 /無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	—	—	—

※令和2年度分は、令和2年4月から8月までの実績をもとに推計

參考資料

1 第3次荒尾市障がい者計画の概要

(1) 計画の基本理念

本計画では、市民一人ひとりが障がいのあるなしに関わらず等しく基本的人権を有する個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そのため、障がいのある人が、地域で自立した生活を送るために必要な支援を受けながら、障がいのない人たちと共に、あらゆる活動に主体的に参加し、自らの能力を活かすことのできる環境整備に努めます。

加えて、障がい者が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的な障壁を除去するため、市民及び地域、団体、事業者、行政等が共に取り組む障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

この考え方にに基づき、本計画の基本理念を「障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくり」とします。

(2) 計画の基本的な視点

以下の2つの基本的な視点をもとに、基本理念である「障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくり」を推進します。

1) 安心して暮らすための体制づくり

障がい者が地域で安心して暮らすことができるためには、障がい者が必要な時に必要な場所で支援を受けることができる体制づくりが必要です。

そのため、生活や仕事のためのサービス基盤の整備や身近な地域におけるサービスの拠点づくり、障がい特性に応じたインフォーマルサービスの提供など、安心・安全を目的とした基盤整備を進めるとともに、相談支援体制の確立に努めます。

2) いきいきと暮らすための環境づくり

障がい者がいきいきと暮らすことができるためには、社会や地域に一步踏み出したいという環境づくり、社会全体が障がい者と共に生きる環境づくりが必要です。

そのためには、市民の障がいに関する理解を促進し、障がいを理由とする差別を解消していくことで、普段の生活の場や多くの人と交流する社会活動の場において、障がい者がいきいきと暮らすことができる環境づくりに努めます。

2 第3次荒尾市障がい者計画の体系

基本理念に基づき、以下の8つの事項を計画の基本的方向と位置づけ、各種施策を推進します。



3 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく荒尾市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく荒尾市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び変更並びに計画に定める事項の調査、分析及び評価（以下「策定等」という。）に必要な調査審議を行うため、荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に必要な事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

4 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿

No.	団体・機関	役職名等	氏名	備考
1	荒尾市社会福祉協議会	事務局長	小川 公子	委員長
2	九州看護福祉大学	社会福祉学科 准教授	李 玄玉	副委員長
3	荒尾市医師会	理事	松山 公明	
4	熊本県有明保健所	総務福祉課長	徳永 寿豊	
5	荒尾警察署	生活安全課長	龍 寿充	
6	荒尾消防署	署長	高木 伸二	
7	荒尾市校長会	清里小学校長	立石 毅	
8	県立荒尾支援学校	校長	堀川 丞美	
9	玉名公共職業安定所	統括職業指導官	新井 陽子	
10	荒尾市民生委員児童委員協議会連合会	障がい者部会	池田 佳寿子	
11	荒尾市保育協議会	なかよしの森保育園園長	上野 静香	
12	荒尾市身体障害者福祉協会連合会	会長	斎 浩史	
13	荒尾市手をつなぐ育成会	事務局長	中嶋 真也	
14	荒尾・長洲地域精神障がい者家族会	会長	近藤 辰夫	
15	発達支援の会スマイルハート	代表	藤本 珠美	
16	荒尾市ボランティア連絡協議会	会長	松下 さえ子	
17	荒尾こころの郷病院	精神保健福祉士（主任）	松隈 幸雄	
18	荒尾市社会福祉事業団	常務理事	川口 雅明	
19	わがんせ	管理者	古賀 菜実子	
20	ワンピース	管理者	本村 達弥	
21	たまきな荘	サービス管理責任者	平川 亮	
22	荒尾市福祉事務所	所長	片山 貴友	

<令和2年11月1日現在>

第6期荒尾市障がい福祉計画

令和3年度～令和5年度

発行	荒尾市役所 福祉課
発行年月	令和3年3月
〒864-8686	荒尾市宮内出目 390 番地
TEL	0968-63-1406
FAX	0968-62-2881